

資料
No. 1 - 1

求職者支援制度について
(たたき台)

求職者支援制度について（たたき台）

I. 求職者支援制度の趣旨・目的について

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、
 - ・ 当該求職者の就職の促進のために必要な基礎的及び実践的な職業能力を高めるための訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 当該求職者が一定の要件を満たす場合には、その訓練期間中の生活を支援するための給付を支給し、
 - ・ あわせて、ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、
 - ・ 当該求職者の早期の就職を促進する制度とすべきではないか。

II. 制度の対象者について

- 雇用保険を受給できない求職者の就職を促進する制度であることから、就職を希望し、支援を受けようとする雇用保険の被保険者及び受給資格者でない者を対象者とすべきでないか。
- 具体的には、雇用保険の受給終了者や、受給資格要件を満たさなかった者のほか、雇用保険の適用対象ではなかった離職者、学卒未就職者、自営廃業者等離職者ではないが求職している者等が対象者となる。

III. 訓練について

- 就職を促進するための制度であり、真に就職に結びつくような訓練が設定されるようにすべきではないか。
- そのためにも、労使の意見も反映し、ニーズのある訓練が認定されるような仕組みを設けるべきではないか。
例えば、労働局を中心として労使団体等の関係者が協議する場を設け、実情を踏まえた訓練実施計画を取りまとめる仕組みとすべきではないか。
- また、就職支援に当たっては、ハローワークが中心となって、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、一貫した支援が行えるようにすべきではないか。

IV. 給付について

1 給付の目的・位置付けについて

- 給付については、対象者が就職するために必要な職業能力を高めるための訓練を受講する期間中の生活を支援するための給付とすべきではないか。
- 生活を支援するための給付という趣旨から、個人に対する給付と位置付けつつも、世帯の状況を勘案したものとするべきではないか。

2 給付要件について

- 対象者が公共職業安定所長の指示する訓練を受講する場合であって、以下において検討する一定の要件を満たすことが確認できた場合に支給するものとしてはどうか。
- 対象者本人に訓練期間中に一定の収入があれば、その生活を支援する給付を支給する必要性が低いことから、訓練期間中に一定の収入がないことを要件とするべきではないか。その水準は、雇用保険の被保険者とならない程度の働き方を勘案したものとするべきか。
- 給付の必要性については、世帯（同居の親・子・配偶者）の支援が期待できるか否かまで含めて判断すべきではないか。具体的には、世帯で一定の収入や資産があれば生活を支援する必要性は低いことから、世帯の収入要件や資産要件を付すべきではないか。
その場合、世帯の収入要件の水準は、複数人員世帯における標準生計費等を踏まえたものとするべきか。
また、世帯の資産要件の水準については、現行の緊急人材育成支援事業においては、全世帯の所得の中央値の2倍の水準を参考に金融資産が800万円以下となっているものの、2倍とするのは高すぎるという意見があるがどのように考えるか。
なお、現行の緊急人材育成支援事業においては、居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないことが要件となっているが、土地・建物の換金性等の面からどのように考えるか。
- 訓練にはすべて出席することが当然であるが、病気等欠席せざるを得ない場合もあることから、そうした場合を除き、訓練にすべて出席することを要件とするべきではないか。なお、病気等の正当な理由がある場合の出席は、8割としてはどうか。
- 個人に対する給付として主たる生計者要件は付すべきではないという意見がある一方、

世帯の状況を勘案し、世帯で同時に複数を受給することの可否を考えるべきという意見があるが、世帯における複数受給についてどう考えるか。

3 給付額・種類について

- 給付額については、就労しないというモラルハザードとなるものであってはならないが、訓練期間中の生活を支援するための給付として、一定の水準であることが必要。
- 具体的な水準については、現行の緊急人材育成支援事業の給付水準は高いのではないかという意見がある一方、生活を支援する給付として現行と同様の水準とすべきという意見があるが、現行の水準を踏まえてどのように考えるか。
- また、賃金や生活水準については地域差があり、地域ごとに異なる給付額とすべきという意見がある一方、個々の様々に異なる生活そのものを保障するものではなく、訓練期間中の生活を支援するものとして全国一律とし、地域差については貸付によって対応すべきという意見がある。給付額について地域差を設けるべきか、全国一律とすべきか。
- 地域によっては、訓練の実施場所によって交通費負担が重くなり、これが訓練受講の妨げとなることから、生活を支援するための手当に加え、交通費も支給することとしてはどうか。
- なお、雇用保険の給付が求職者支援制度の給付と比較して低い額となる者が存在しうるが、このような点について制度の整合性をどう考え、どのように対応するか。

4 給付期間について

- 給付を受給できる日数には制限を設けることが必要ではないか。この場合、原則1年とし、資格取得のために1年を超える訓練が必要なもの等は例外的に2年まで認めることとすべきとの意見がある一方、現行基金事業では2年であり、これと同様にすべきとの意見がある。給付を受給できる日数についてどのように考えるか。
- また、循環的に受給することを防止する必要がある、いったん給付を受給すれば、その後は、一定期間経過してはじめて再度受給することができるような仕組みとすべきではないか。その場合の受給できない期間は、給付を受給した後は就職することが通常は想定されるものであることも考慮しつつ、どの程度とすべきか。

5 融資について

- 対象者については、地域差や家族構成等様々に異なり、必要に応じて融資が利用できる仕組みを設けるべきではないか。
- その場合、給付で不足する部分を補完するものと位置付け、給付受給者が受給期間中に給付に上乗せして融資が受けられる制度とすべきではないか。
- また、融資額については、現行の緊急人材育成支援事業や他の融資制度とのバランスも考慮して設定すべきではないか。

6 適正な給付のための措置について

- 訓練の出席状況が悪い場合やハローワークでの就職支援を拒む場合等については、一定期間給付が受けられないようにすべきではないか。
- また、偽りその他不正の行為により給付を受けた者は、当該不正により支給を受けたものの全部又は一部の返還をさせる等のペナルティを科すべきではないか。その際、雇用保険制度においては、一定の場合には受給額の3倍に相当する額の金額の返還・納付を命ずることができることとなっていることを参考にすべきか。

V. 訓練受講者に対する就職支援について

- 効果的に就職につなげていくためには、訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫して就職支援が行われることが必要である。このため、ハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援していくことが求められる。
- そのためには、ハローワークにおいて個別に支援計画を作成し、訓練期間中及び訓練修了後に定期的な来所を求め、個々の実情に応じた支援を行う仕組みとすべきではないか。
- 就職状況については、訓練受講者本人がハローワークに報告する仕組みを設けるとともに、訓練実施機関も、効果的な就職支援を行い、訓練受講者を就職につなげるような訓練を行っていくという観点から、その就職状況について把握することとすべきではないか。

VI. その他

- 現行の緊急人材育成支援事業終了後、円滑に新制度に移行できるよう、必要な施行準備ができるようにするとともに、求職者や訓練実施機関に対して十分に周知を行うこととすべきではないか。

